八尾市入札参加資格審査要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八尾市が発注する建設工事、建設関連業務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントをいう。以下同じ。）及び物品、委託・役務等の競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請手続等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市内業者　次のアからウまでに掲げる条件を全て満たす者をいう。

ア　法人にあっては登記事項証明書上の本店を、個人にあっては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を八尾市内に有すること。

イ　建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。

ウ　八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務があること。

⑵　準市内業者　本店以外の支店等を八尾市内に有し、かつ、当該支店等を契約先（受任先）としている者をいう。

⑶　市外業者　法人にあっては登記事項証明書上の本店を、個人にあっては住民基本台帳法による住所を八尾市外に有する者で、前号の準市内業者に該当しない者をいう。

（有資格者名簿）

第３条　八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「財務規則」という。）第100条第２項に規定する有資格者名簿は、次に掲げる登録区分に応じて作成する。

⑴　建設工事

⑵　建設関連業務

⑶　物品、委託・役務等

（入札参加資格）

第４条　入札参加資格を得ようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲

げる要件を全て備えていなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しないこと。

⑵　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、法人市民税又は住民税並びに固定資産税を滞納していないこと。

⑶　八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

２　建設工事の入札参加希望者は、前項に定める要件のほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。

⑴　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく許可を受けていること。

⑵　建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、同法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

３　建設関連業務の入札参加希望者は、第１項に定める要件のほか、営業について必要となる登録等を受けていなければならない。

４　物品、委託・役務等の入札参加希望者は、第１項に定める要件のほか、許認可、登録又は免許等の必要な業種の場合は、当該許認可、登録又は免許等を受けていなければならない。

（資格審査の実施）

第５条　資格審査は、３年に１回定期の審査（以下「本登録」という。）を行うほか、本登録を行わない年に追加の審査（以下「追加登録」という。）を行うものとする。

２　資格審査申請の受付時期は、本登録又は追加登録を実施する年の前年の11月から12月までの間で総務部長が定める。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

３　登録区分ごとにおける登録業種等の数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　建設工事及び建設関連業務　建設工事と建設関連業務を合わせて２業種。ただし、市内業者は５業種

⑵　物品、委託・役務等　大分類10業種

（資格審査の申請）

第６条　建設工事及び建設関連業務に係る資格審査申請は、インターネットを利用して八尾市業者登録受付システム（以下「システム」という。）にアクセスし、「申請者整理

票」に必要事項を入力してシステムに登録したうえ、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出して行うものとする。

⑴　共通　次のアからシまでに掲げる書類

ア　提出書類チェックリスト

イ　履歴事項全部証明書の写し（個人の場合にあっては住民票の写し）

ウ　印鑑証明書の写し（個人の場合にあっては印鑑登録証明書の写し）

エ　使用印鑑届兼委任状

オ　暴力団排除に係る誓約書

カ　国税納税証明書の写し

キ　市税納税証明書の写し

ク　外字届（申請者又は受任者の商号若しくは名称又は氏名の文字に外字がある場合に限る。）

ケ　資本関係・人的関係調書（第３条各号に掲げる登録区分ごとに、他の入札参加資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）との間において資本関係又は人的関係がある場合に限る。）

コ　申請書受領確認書（受領確認を希望する場合に限る。以下同じ。）

サ　申請者整理票

シ　八尾市電子入札等パスワード登録申請書

⑵　建設工事　前号に掲げるほか次のアからケまでに掲げる書類

ア　八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）

イ　建設業の許可証明書又は許可通知書の写し

ウ　営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第１別紙２の写しでも可とする。）

エ　営業所所在地等報告書（市内業者である場合に限る。）

オ　八尾市技術者事前登録制度に係る誓約書（市内業者である場合に限る。）

カ　営業所技術者等届（市内業者である場合に限る。）

キ　技術者名簿（市内業者である場合に限る。）

ク　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑶　建設コンサルタント　第１号に掲げるほか次のアからウまでに掲げる書類

ア　八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）

イ　登録業種等に係る事業の許可証明書、登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し

ウ　直前２年分の業務経歴書

２　物品、委託・役務等に係る資格審査の申請は、前項第１号アからコまでに掲げるほか次に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

⑴　八尾市競争入札参加資格審査申請書（物品、委託・役務等）

⑵　登録業種等に係る事業の許可証明書、登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し

⑶　実績調書

⑷　定款、役員名簿及び組合員全員の名簿の写し（事業協同組合で申請する場合に限る。）

（等級区分の格付け）

第７条　財務規則第99条に規定する等級別格付けは、建設工事の市内業者に対し、工事請負業者等級別格付基準に基づき行うものとする。

２　等級別格付けは、毎年１回見直しを行う。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、等級別格付けを行わない。

⑴　等級別格付けの見直し申請を行わない場合

⑵　第５条第２項の総務部長が定める受付時期の末日時点において有効な経営事項審査結果がない場合

⑶　第２条第１号に規定する市内業者の要件に該当しなくなった場合

（資格審査及び登録）

第８条　市長は、第６条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果を書面により当該申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果有資格者と認定した者に対する通知は、省略することができる。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請者を失格とするものとする。

⑴　申請者が第４条に定める要件を満たしていない場合

⑵　虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、申請書類に不備がある場合

⑶　申請書類についての問い合わせに申請者が速やかに対応しない場合

３　市長は、有資格者と認定した者を、有資格者名簿に登録するものとする。

４　市長は、有資格者名簿を作成したときは、八尾市ホームページへの掲載等によりこれを公表するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第９条　市長は、有資格者が第４条に定める要件を満たさなくなったとき、又は詐欺その他不正の行為により入札参加資格を得たと認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

２　市長は、有資格者から入札参加資格の取消しの申出があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

３　市長は、有資格者が入札参加資格に係る事業の停止や会社を清算したことを知ったときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

（登録日前の事由による入札参加停止）

第10条　市長は、有資格者が有資格者名簿への登録日前３年以内に八尾市入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者に対して登録の日以後に同要綱の規定の例により入札参加停止を行うことができる。

（登録業種等の変更申請等）

第11条　入札参加資格に係る登録業種等の追加又は変更の申請は、追加登録の申請受付期間に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出して行うものとする。

⑴　建設工事　次のアからクまでに掲げる書類

ア　八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（工事）

イ　建設業の許可証明書又は許可通知書の写し

ウ　営業所一覧表（建設業法施行規則別記様式第１別紙２の写しでも可とする。）

エ　営業所技術者等届（市内業者である場合に限る。）

オ　技術者名簿（市内業者である場合に限る。）

カ　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ　申請書受領確認書

⑵　建設関連業務　次のアからエまでに掲げる書類

ア　八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）

イ　登録業種等に係る事業の許可証明書、登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し

ウ　直前２年分の業務経歴書

エ　申請書受領確認書

⑶　物品、委託・役務等　次のアからエまでに掲げる書類

ア　八尾市競争入札参加資格審査申請書（物品、委託・役務等）

イ　登録業種等に係る事業の許可証明書、登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し

ウ　実績調書

エ　申請書受領確認書

２　第７条第２項に規定する等級別格付けの見直しの申請は、追加登録の申請受付期間に、次に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

⑴　八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書

⑵　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（変更等の審査）

第12条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果を書面により通知するものとする。ただし、審査の結果変更を認めた場合の通知は、省略することができる。

２　第８条第２項の規定は、変更等の審査について準用する。

（資格の再審査）

第13条　有資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、資格の再審査を受けるものとする。

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合

⑵　民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合

２　再審査の手続については、別に定める。

３　市長は、有資格者が更生手続開始又は再生手続開始の申立てを行ったときから、資格が再認定されるまでの期間において、当該有資格者を入札に参加させないことができるものとする。

（登録事項の変更）

第14条　第６条及び第11条の申請において提出した書類の記載事項について、別表に定める変更が生じたときは、変更届出書に、別表左欄に掲げる変更内容ごとに同表右欄に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による届出の遅延又は届出がないこと等を理由として、入札案件ごとに行う入札参加資格審査において当該有資格者を失格とし、又は入札参加停止

を行うことができる。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、資格審査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月20日から施行する。

別表（第14関係）

変更内容	添付書類
本社・本店の商号又は名称変更	履歴事項全部証明書の写し（個人の場合にあっては住民票の写し。以下同じ。） 委任状（契約先が支社・支店等の場合に限る。以下同じ。） 使用印鑑届 印鑑証明書の写し（個人の場合にあっては印鑑登録証明書の写し。以下同じ。） 許可（登録）通知書、許可行政庁（登録機関）に提出した変更届出書又は許可（登録）証明書の写し 暴力団排除に係る誓約書
支社・支店等の商号又は名称変更	委任状 営業所一覧表
代表者の変更※1	履歴事項全部証明書の写し 委任状 使用印鑑届 印鑑証明書の写し 許可（登録）通知書、許可行政庁（登録機関）に提出した変更届出書又は許可（登録）証明書の写し 暴力団排除に係る誓約書
受任者の変更※1	委任状
本社・本店の所在地変更	履歴事項全部証明書の写し 委任状 使用印鑑届 印鑑証明書の写し 許可（登録）通知書、許可行政庁（登録機関）に提出した変更届出書又は許可（登録）証明書の写し 暴力団排除に係る誓約書 営業所所在地位置図（市内業者の場合に限る。） 営業所写真（市内業者の場合に限る。）
支社・支店等の所在地変更	履歴事項全部証明書の写し※2 委任状 営業所一覧表
電話番号･ファックス番号･メールアドレスの変更	なし
許可の変更※3	許可（登録）通知書、許可行政庁（登録機関）に提出した変更届出書又は許可（登録）証明書の写し
資本金の変更	履歴事項全部証明書の写し
実印の変更	委任状 使用印鑑届 印鑑証明書の写し 暴力団排除に係る誓約書
使用印鑑の変更	委任状 使用印鑑届
資本関係・人的関係の変更※4	資本関係・人的関係調書

合併・事業譲渡・法人成り等	履歴事項全部証明書の写し 委任状 使用印鑑届 印鑑証明書の写し 許可（登録）通知書、許可行政庁（登録機関）に提出した変更届出書又は許可（登録）証明書の写し 暴力団排除に係る誓約書 入札参加資格承継申請書 営業所一覧表（契約先が支社・支店等の場合に限る。） 合併等の内容が確認できる書類（契約書、株主総会議事録、法人設立届出書等）

備考

1　役職名の変更を含む。ただし、役職名のみの変更の場合は、履歴事項全部証明書の写しと印鑑証明書の写しの提出は不要。

2　支社・支店等の登記がない場合は、履歴事項全部証明書の写しの提出は不要。

3　許可の更新の場合は、変更届出書は不要。更新の通知書の写しのみ提出すること。

4　八尾市に登録している業者間において、資本関係・人的関係に変更が生じた場合に提出すること。